

一般会計予算審査特別委員会会議録

日 時 平成29年3月8日(水)

午前9時開会

場 所 役場4階 大会議室

1. 出席者 委員長 鈴木眞徳 副委員長 大舘秀孝
委 員 平野由里子 田代実 南雲まさ子 中野博 飯田一 利根川茂 小澤啓司
石内浩 齋藤永
オブザーバー 井上栄一議長
2. 欠席者 なし
3. 説明者 執行側 町長・副町長・教育長・会計管理者・参事兼総務課長・安全防災担当課長・
政策推進課長・定住少子化担当課長・税務課長・参事兼町民課長・子育て健
康課長・福祉課長・参事兼観光経済課長・環境上下水道課長・まちづくり課
長・教育課長・議会事務局長・各課長補佐・係長
4. 議 題 議案第11号 平成29年度松田町一般会計予算について
5. 審議の内容

委 員 長 皆さん、おはようございます。委員各位には、定刻までに御参集いただき御
苦労さまでございます。ただいまより、平成29年度松田町一般会計予算審査特
別委員会を開催します。 (9時00分)

今回の委員長・副委員長選に当たりましては、委員皆様が11番・12番がやれ
ということございまして、私が委員長を務めることになりました。よろしく
お願いします。副委員長は大舘議員が務めます。二人でやりますので、よろし
くお願いいたします。

予算審査特別委員会は委員全員の出席を得ております。議長はオブザーバー
で出席していただいております。このメンバーで本日より進めてまいりますの
で、よろしくお願いいたします。

なお、この特別委員会に傍聴を希望される方がおられましたので、委員会条
例16条の規定に基づき、許可をいたしました。傍聴の申し出をあわせて御承知
お願いいたします。なお、議会事務局より写真撮影の申し出があり、許可をい

たしましたので、あわせて御承知おき願います。議事録作成のため録音をしますので、よろしく願いいたします。本日、町長並びに議長がお見えですので、御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。町長、よろしく。

町長 改めまして、おはようございます。本日は、平成29年度一般会計の予算審査特別委員会に議員の皆様全員のですね、御参集のもとに開催されますことを本当に御礼申し上げたいと思っております。

昨日なんですけども、知人を介してですね、マレーシア政府の観光局の日本の代表のマネージャーさんにお会いして話をしました。結論から申しますと、その方から言われているのは、これからの日本を支えていくためには世界を知らない人たちが多過ぎると。ですから子供たちから、世界を知っているような子供たちをどんどん育成するべきだというようなお話をいただき、非常に私もその考えは一緒ですというようなところで、今後踏み込んだ勉強をしていきたいと思いますというような話の中で、今後具体的に予算も含めながら進めてまいりたいと思って、きのう帰ってきたということでございます。

そんな中、平成29年度、約45億6,000万というような一般会計の予算を組ませていただいておりますけども、さまざまところでですね、町民の方々のサービスにつながるよう、また、来年、再来年、10年後にもですね、つながっていくような予算組みをしたつもりでございます。私はここで一旦退出をしますけども、副町長を初めとするね、担当課長または担当係長が堂々と皆さん方に御説明を、プレゼンをすると思っております。そんな中、足りないところはですね、どんどん質問していただいて、皆さんと一緒にこの予算をつくり上げたということで、平成29年度がスタートできるということをお願いを申し上げて、一言御挨拶とさせていただきます。きょうはよろしく願いします。

委員 長 町長、ありがとうございました。それでは議長、よろしく願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。本日はですね、平成29年度の松田町一般会計予算のですね、審査特別委員会ということで、3月1日からの本会議にですね、続きまして、御苦労さまです。

29年度はですね、松田町の地域活性化を踏まえまして地方創生事業、そうい

ったものですね、盛りだくさんでございます。予算の規模もですね、今までよりかなり大きい45億6,000万ということですので、細部についてもですね、明解な答弁もお願いしたいと思っておりますけれども、やはり松田町ですね、政策、松田町の方針、そういった大局からのですね、答弁もですね、よろしくお願いいたします。きょう一日よろしくお願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。町長におかれましては、副町長以下の職員に任せるといってでございますけれども、皆様、退席していただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

その前に、町長に一言。もし町長にお伺いしなければいけないことがありましたら、お呼びさせていただきますので、下のほうで待機をよろしくお願いいたします。どうぞ。

(町長退席)

それでは、お諮りいたします。審査方法はどのように行ったらよろしいですか。御意見のある方は、よろしくお願いいたします。

利根川委員 歳入は一括、歳出は款別に取り扱いをお願いします。

委員 長 ただいま、7番利根川君の言うように取り計らってよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」の声あり)

それでは、私のほうから説明させていただきます。町民税から町債まで、14ページから33ページまでを一括質問、歳入のほうを一括質問させていただきます。あとは款別的に、1つが議会費、総務費と職員の入替えがございますので、消防費まで行わせていただきます。ページ数を言います。34ページから71ページ、そして130ページから137ページの消防費までを一括でさせていただきます。2番目に、民生費、衛生費までを一括でやらせていただきます。ページ数を言います。70ページから99ページまで。

大館委員 100までいっちゃったのに戻っちゃったのか。もう一回。だめだ。最初からやり直し。(「だってこれ書いてあるもん」の声あり) 書いてあるたって。もう一回やってください。おかしいよ。(「おかしいよな」の声あり)
(「簡単にやっつけばいいですよ。民生費からやれば」の声あり) 100までい

っちゃったのに何で戻るの。

委員長 違うの、違うの。あ、じゃあもう一度言うよ。1回目はね、総務課の中に消防費が入ってるから、ページ34から71ページと（「プラスか」の声あり）プラス消防費の130ページ、137ページを一括で、入れかえがございますので、一括でやらせていただきます。そういう意味です。

大館委員 早過ぎるんだよ言うのが。

委員長 あ、そうですか。じゃあ、ゆっくりしゃべります。（「P70ページから99な」の声あり）民生費、衛生費、70ページから99ページまでを2回目の一括をさせていただきます。3回目が、農林水産業費、商工費、土木費までを一括、ページにさせていただきますと98ページから131ページまで。よろしいですか。

（「はい」の声多数）

で、最後に教育費、公債費、予備費までを一括ということで、ページにしますと136ページから179ページ。（「えっ」の声あり）みんなダブってるところがあるけど、一括という順で審査をしていただきたいと思います。136から179、最後まで。（私語あり）このように取り計らってよろしいでしょうか。

（「オーケーです」「いいです」の声あり）

オーケーかよ。オーケーじゃなくて、よろしいですって言うんだよ。（私語あり）それでは、歳入は一括、歳出は款別で審査を行わせていただきます。

それでは審査を始めますが、説明員の皆様をお願い申し上げます。答弁につきましては係長を中心にお願いいたします。補足でどうしてもというときには課長補佐または課長をお願いをいたします。質問に対してはハンドマイクを使っていただき、所属名と名前を明確にお知らせ願いたいと思います。答弁にね。（私語あり）委員各位には一問一答方式ではなく、例えば3カ所質問するところがあったら、順番にページ数を言っていただいて一括で質問をしていただきます。答弁のほうはそれを控えていただいて、上から順に答弁のほうよろしくお願いいたします。簡潔に答弁のほうよろしくお願いいたします。

それでは歳入の一括審査といたします。14ページから町税の33ページ、町債までの審査をよろしくお願いいたします。質問のある方は挙手をよろしく願います。ございませんか。

小澤委員 2点ばかり歳入で伺いますけれども、16ページにですね、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、それから地方消費税交付金、これはですね、前年よりも減少してるんですね。この理由について、ひとつ説明をお願いします。

それからもう1点です。31ページ。諸収入の中での一番最後にですね、地域集会施設整備工事等負担収入というものが廃目になっているんですけども、これは集会施設の建設に当たって、たしか地元負担というのが1所帯3万円だったかな、聞いてるんですけども、それが廃止になったのかどうなのか、その辺をちょっと説明をお願いします。以上2点です。

政策推進課課長補佐 委員御質問の16ページ、17ページ、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金の減の理由ということでございますが、こちらの交付金につきましては国の平成29年度の地方財政計画というのがございまして、それが例年12月に示されます。今回の場合には28年の12月の22日に地方財政計画の概要ということで示されました。その中で、歳入にですね、地方のほうに大体、この交付金をどのくらい交付するかというものがですね、全体像として示されます。その中で対前年度比も示されますので、町といたしましては、そこら辺の数値とですね、減少率、増加率等を勘案いたしまして、それぞれの予算計上をしているというところでございます。以上でございます。

委員長 地域集会施設のほうは。（「減額の理由を聞いてるんだよ」「なぜっていうのがわからない」「なぜっていう理由を聞いてるんだよ」の声あり）

教育課係長 30ページの地域集会施設設備工事費の負担収入ということなんですけれども、29年度につきましては地域集会施設のほうの建設がございませんので、この分につきましては収入がないということで除いてございます。以上です。

政策推進課課長補佐 ただいまの委員の質問、1点補足させていただきます。理由ということだったんですけども、地方財政計画のほうで減少の方針が示されましたので、それでマイナスにしているという理由でございます。申しわけございませんでした。

小澤委員 だから国のほうの税収といいますか、経済の伸び悩みがあった中で全体の額が減っていたと。だから、こういう配分の部分が減っちゃってるんだよと、そういうことね。

それから地域集会施設のほうだけれども、ないからゼロはいいんですけども、廃目と書いてあるんで、これはなに、ないとかこういう表現をするわけ。出てくるとまた起きる。はい、わかりました。

委員長 よろしいですか。いいですか、それで。ほかに。

飯田委員 今、前委員の質問と重複するんですけど、17ページの株式等譲渡所得割交付金、今年度600万ということで、前年度は1,100万、約半分近くになっているんですけど、先日ニュースなんか見ていると、年金のですね、株式とかそういう運用益が10兆円出て史上最高だといわれてる中でね、株式の譲渡所得によるこれ、県税収入を市町村の個人県民税決算額割合に案分して交付ということなんですけど、そういう一般的に今、世界的に株高になってね、こういう収入というのはかなりふえてる部分だと思うんですけど、何で逆に半分近くまで落ち込んでいるのか、その理由をお願いします。

政策推進課課長補佐 委員の御質問なんですけども、先ほどの繰り返しになってしまうんですけども、地方財政計画のほうでは前年度比55%ということでかなりの減少率でございました。これは12月の段階でございましたので、その後アメリカの株高とかですね、そういったこともあるんですけども、私どもといたしましては唯一、済みません、地方財政計画がよりどころでございますので、委員がおっしゃるように株式譲渡所得割の交付金は株式の譲渡による所得にかかわる課税で、それが上がれば単純に上がるんじゃないかなと思うところもあるんですけども、念のためというか、国からの交付でございますので、国の示した減少率を掛けさせていただいて、計上させていただいているというところでございます。

飯田委員 わかりました。

委員長 ほかに。

南雲委員 30ページの町債なんですけれども、町債が並んでいまして、去年の予算特別審査委員会のときに、35年が町債マックスになるっていうふうに向って、これからまた事業がふえてくと思うんですけど、35年になりますとどのような事業があるかと、あと公債費負担比率ですか、それがどのくらいになるか教えてくださいたいと思います。

政策推進課課長補佐 南雲委員の御質問、町債につきまして御回答をさせていただきます。昨年度の

予算特別委員会のほうでも平成35年度がピークということでございました。若干、背景が変わっておりますが、35年ピークというのは変わりません。私どものほうです、試算をした結果、変わりません。今、約3億、済みません、償還のほうは3億5,000万、毎年返済をしているんですけども、35年です、昨年度よりふえた要因といたしまして地方創生の部分がございます。それと、あと地方創生と、あと、済みません、ど忘れしちゃったんですけども、もう1つ事業が、去年の説明のときに学校は入れてあったんで、あ、保育所も入りましたね。ちょっと済みません、そういったもろもろの事業が入りまして約5億程度の年間の償還が見込まれております。これは緩やかに伸びていく予定でありますが、35年がピークで、その後また緩やかに減になっていくと。これには小学校の建設も入っておりますし、土木の土地の償還も入っております。小田原斎場も入っておりますし、地方創生にかかわる各事業等々の起債も加味してございます。そういった中で約5億前後になると思うんですけども、そのくらいの数値を、償還費用を見込んでおります。

公債費比率なんですけれども、うちのほうでざっくり、ざっくりという言い方は大変恐縮なんですけれども、出た中で、実質公債費比率ですね、平成28年度が6.8%で御報告をさせていただいているんですけども、これが約10%程度になるのではないかと。（「8だよ」の声あり）8%程度になるのではないかとというふうに試算をしております。これは25%がボーダーになっておりますので、早期健全化団体のボーダーになっておりますので、まだ安全水域かなというふうにはとらえているところでございます。以上でございます。

委員長 35年に8%。

政策推進課課長補佐 3年平均になりますので、大体8%ぐらいになると。これは、この算定に当たりましては一応、基金ですとか、いわゆる自己資本の部分とかですね、交付税にどれだけ措置されるかとか、そういった数値もですね、加味されますので、なかなか、今の段階では試算が難しいんですけども、同じような前提で計算した場合ということでございますので御了承いただきたいと思っております。以上です。

委員長 わかりました。よろしいですか。（「よろしいです」の声あり）ほかに。

利根川委員 今、確定申告で税務課の皆さんは住民の利便性を考えて、小田原税務署まで

行かず、この松田町役場がある会議室で確定申告の指導をされてるということは毎日、連日大変だと思います。ただ、私ひとつ不思議に思うのはですね、確定申告というのは国税でございます。ですから、こっちのほうの人が小田原税務署まで行かずに役場で確定申告ができるということは非常に住民にとって利便だと思いますけれども、例えば県税の場合はですね、町民税と一緒に徴収をして県に送れば、県税取り扱い手数料というものが何%かいただけるわけでございますが、この所得税、確定申告の申告指導をされてるということは連日、税務課の職員が2人から3人、この業務にかかっているわけですね。事務所スペースも相当使っているわけですよ。ですからこれ、1件幾らか何かの国税庁と委託契約か何かして、1件幾らの委託料か何かいただけて、いただけてないようですけども、これいただかなきゃおかしいと思うんですよ。都市部のほうに行くとな、やっぱり区役所・市役所のほうで確定申告の事務指導をしてられますけども、必ず税務署から本職の職員が出向してきてられます。小田原税務署の所得税部門の職員は、まあわずかですから、各西湘地区2市8町に職員を送るという手間はなかなか大変だと思いますけども、それは国税庁の内部の問題です、市町村がそれを手伝って事務所も提供して、1人の人件費は退職金から、期末手当から給料を入れれば、日当、1日当たりになれば3万から4万になると思うんですね。そうすると、2人でやっていたら1日7～8万、事務所も提供していますから1日10万円ぐらいの金がかかる。それを30日やれば端的に300万かかっているわけですね。10年やれば3,000万ですね。何か、国税庁との取り決めで委託料か何かを何でいただけないか、その辺を私はもうずっと不思議に思ってたんですけども、こういうやり方で国税庁にただで労力を提供したやり方でいいんでしょうかね。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

税 務 課 長 ただいま利根川委員さんの質問、要望ということかもしれませんが、実際、確定申告を受けた中で、特に国税庁から委託金がもらえるとか、そういった取り決めは特にございません。私どももやっているのは住民サービスの一環もありますけれども、あと確定申告書をもとにですね、実は住民税の申告も兼ねていると。確定申告書をもとに住民税の課税試算をしているというところの中でやっているという状況も多々あるので、そういった中でやっていることを御了承いただきました。

いなと考えております。以上です。

利根川委員　ちょっと待ってください。それ慣行で30年も40年もやってこられたというのはよくわかります。こういう話をすると、お前だって税務課にいたんだからそのときに直しておけばよかったじゃないと言われるかもしれませんが、前の副町長にそういうふうに言われましたよ。だけど、私は税務課にいたことがありますけども、いわゆる町税のほうは担当してなくて、資産税のほうを5年6カ月担当しておりました。言いわけして申しわけございません。そのときも手伝ったりなんかして、これ1件幾らの委託料もらわなきゃいけないんじゃないのかなと思ってました。確かにですね、確定申告に基づいて6月の住民税を市町村が課税してるのはよくわかりますけども、そのときはですね、税務課の職員が小田原税務署へ行って確定申告をコピーしてるでしょう。労力は松田町のものですよ。そうですよね。小田原税務署で今、確定申告をやってるから市町村別にこんなに高く積んでありますけども、小田原税務署のほうで職員がコピーして、はい、これ松田町の分ですよ、お持ちくださいなんて、そんなことやっていただけてませんよ。税務課の職員が一所懸命行って松田町の分をコピーしてきて、労力の提供なんか税務署は何もしてませんからね。持ちつ持たれつって関係じゃなくて一方的な労力の提供ではないかというふうに思います。これをやってるのは小田原税務署管内ですよ。厚木とかね、伊勢原とかね、町田とかね、川崎の多摩の区役所なんか行くとね、税務課で確かに確定申告を受け付けてますけども、何とか税務署署員って腕章つけたやつが必ず2人ぐらいいて、そのお手伝いを周りの区役所とか市役所の税務課の職員がやってます。一方的な労力の提供じゃないかと思って、私はこれ非常に不思議に感じてまいりました。したがって、小田原税務署管内の税務協議会か何かがあると思いますので、この辺のひとつ問題提起をしてもらいたい。何で市町村が一方的な労力奉仕をするのか。私はそれが非常に不思議です。今後はですね、市町村が確定申告を取り扱って小田原税務署へ行けば、1件幾らの委託料を当然もらって、当然なんですよ。当然だと思います。だからこの辺をですね、今、答えろというのはなかなか難しいと思いますけども、今後ですね、税務協議会か何かで取り上げていただいて、本当に西湘地区2市8町の小田原税務署管内のだけです

よ、これをやってるのは。そのときは、私が税務課にいたときには不思議に感じてませんでしたけどね、あっちこっち見て、最近見て歩いたら、本当に税務署の職員が来てやっていますのでね。小田原税務署の職員は、所得税部門は十何人しかいないから、そんな人出せないよというのは、それは国税庁の問題で、市町村が考えるべき問題ではないと思いますけども、今後よくその辺を協議してもらいたい。これ、要望です。

委員 長 要望でいいですか。

利根川委員 工藤課長、よろしくお願いします。

税務課長 利根川委員の要望、しかと受けとめまして、税務協議会のほうでも、小田原管外の町村もありますので、その辺の状況を聞きながらちょっと検討していきたいなど考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員 長 ほかに。いいですか。

大館委員 じゃあ2点ほどお伺いします。先ほど、小澤委員も質問したんですけども、譲与税とか交付金、それから交付税ですね。それ等が歳入の件で地方交付税だけが4,000万ふえてですね、あと町税しかり、全部こんなに三角印がついた予算、近年珍しいかなというふうに思いますけれども。特に町税についてはですね、28年度予算のときには2,000万の減、今回も限りなく2,000万には近い1,958万ということですね、このまま減り続けたら大変なことになっちゃうと思いますけれども。29年度予算については交付税がですね、4,000万ふえたということが唯一救いの、救われる部分もあるんですけども。今これ、交付税とか交付金というのは町がどうにも操作できる問題じゃありませんけども、町税がですね、年々2,000万近くの減額ということは将来的に非常に不安を感じるわけですけども、その辺で対応とか対策とかどのように考えていられますか。

それとですね、国有財産のところで大分、半分以下になっちゃってますよね。国有資産等所在市町村交付金がですね、66万2,000円。15ページね。（「15ページ、真ん中」の声あり）これも県の土木の跡地とか買い取りをしたんで、その分が減ってるのかなと思いますけれども、この件とですね、それからもう1点は、あっちこっち飛んじゃってるからわかんないな。ちょっと待ってください。

さい。19ページのですね、土木管理使用料の中で道路占用料というのがありますけれども、これは98万ありますよね。それに対してですね、これはちょっと質問の中で言うんですけど、歳出のほうで125ページの電柱移設負担金で160万も支出してるんだよね。これは道路占用料、電柱の占用料いただきましょうということで何年か前に始めたわけですけど、結果としては逆に今度は出すほうが多くなっちゃってる。その当時の占用料とりましょうよと決めたときにはですね、それを決めたほうが町の財源になるんだというような説明でつくったわけですが、我々も賛成したわけですが、結果としてはマイナスになっちゃってるんだよね。読みが甘かったというのかどうなのか、その辺はどのようにこれから、今さら元に戻しますっていうようなわけにいかないでしょう。今まで占用料とらなかったから電柱の移設は無料で東電がやってくれたんだ。占用料とったおかげで東電さんも今度は移設料をピシッととられるようになった。それが先ほど言った125ページの電柱移設負担金が、160万も負担をしなくちゃならなくなっちゃった。これから道路拡幅とかいろいろな新設とかのときにですね、その移設については相当かかってくると思いますけども、今さら元に戻せってわけにいかないでしょう。東電さんだってもらえるほうが多いんだから。払うよりね、もらえるほうが多いんで、その辺をどのように対策をされますか。以上3点をよろしくお願いします。

委 員 長 交付金は。

税 務 課 係 長 今、御質問のありました大館副委員長さんのお答え、質問のお答えをさせていただきます。14ページの町税の国有資産等所在市町村交付金及び納付金の減につきまして。こちらにつきましては神奈川県の県西土木事務所跡地、その部分と松田郵便局の裏の県内広域水道企業団、ここの跡地を町が取得したことによってその部分の交付金が減となっております。以上でございます。

委 員 長 ほかに、道路占用。はい、どうぞ。

まちづくり課長 占用料につきまして、御回答させていただきます。御指摘のとおり、平成23年から占用料をいただくことになっています。その金額は、ほとんど変わらず98万円程度の歳入を見込んでおります。約6～7年になると思います。100万で、700万ぐらいの歳入をいただいていると、今回160万円の支出を、まだこの後で

すけども予定しております。トータルから差し引きすれば、まだマイナスにはなっていないとでございますけども、東電さんの意向もあつたんですけども、東電さんというか占有者の意向もありましたけども、国のほうの考え方で、もらうものはきちっともらいなさいと、支払うものはきちっと支払いなさいというのがですね、実は極端にバランスが悪かつたんですね。公共事業で占有者に負担させる額が、例えば1,000万以下は通常の範囲とかつていう指定だったんですね。1,000万かかっても1円も払わなかつたんですね。町は。それはもう、ちょっとおかしいんじゃないですかという企業者の方たちが皆さん声を上げて是正を求めたんですね。そうしたら、そのときにずっとうちのほうは条例をつくらずに抵抗してて、いやいや、ただでやってよ、やってよっていう話をしてたんですけども、いささか近隣の市町村も全てそうなってくると東電さんも、いや、国そう言ってる、NTTさんも、国がそう言ってるじゃないですかというふうになってきました。その中で、じゃあ町はどうしてつたらいいのかというのは、まず1つ目としては、官地に戻すことが可能であれば負担金が減るんですね。まるっきり負担しなくてもいいよと。町が、例えば安い単価で買える用地の中にうまくおさめることができれば、その官地の中におさめて少しでも安くしてみたり、もしくはある程度、事前にすごい長いスパンで、例えば3年後にここが道路に引かかるっていうのがわかっていれば地主さんに、買う前に、先に地主さんの権利でどこか端っこのほうによけてもらえませんかというのであれば、国民の中で動かしていただくのは無償ですので、ただ、そのときに地主さんが、いやあ、町が買うんでって言っちゃうと、それは町が負担するようになります。だから、その辺のバランスをとりながら官地内で例えば植樹帯をつくるような場所であれば、そういう場所が、道路の空間というものは、そもそもそういうものも入れるための空間ですので、そういったことを設計の段階で指導しながら、なるべく負担金を出さないような方向でいきたいと考えてます。以上です。

大 舘 委 員 国有財産等の問題についてはね、それは土木の跡地を購入したから減つたというのはわかりますよ。でも、前年も言ったかと思うんですけども、田中さんから寄附をいただいた土地の件の固定資産税、こういうのも減るわけですね。固定資産に相当する額がどんどん減ってきてる。しかも、この中で町税も減る

わ、それぞれ譲与税とか交付金も減ってる中でね、じゃあ、例えば土木の跡地
もしかり、湯の沢の寄附を受けた土地もしかり、早くそれに穴埋めをできるよ
うな対策を、手を打たなければ、ここずっと下がり続けちゃうわけじゃないで
すか。どんどん、先ほどは公債費の負担比率がまだデッドラインになりませ
んからってというような、そんな悠長なことやってれば必ず行き詰まっちゃう
と思うんですよ。だから町全体です、皆さん全員で、その減った分をいかにカ
バーできるかということ、早期にですよ、考えていかなければ、どんど
んどんどん税収が減るばかりじゃないですか。それをどういうふうに考えてま
すかって聞いているの。ただ減った理由を聞いているわけじゃないんだよ。

政策推進課長 予算編成の根幹にかかわる話ですので私のほうから。町税、下がってござい
ますけども、今の状況でいけば、町税が下がった額の75%は交付税参入とい
うことになります。じゃあ25%はどうするのかという問題にもなるかと思
います。土木の土地とそれから寄の1番地につきましては定住が中心で今、進
めております。また、ごらんのように国庫補助金については1億2,000万、
それから県費については6,000万増額となっております。これはいろん
な事業をやるに当たりまして、国庫とか県費とかをとって事業をやっている
。だから、投資的事業、何もできないわけじゃなくて国庫とか県費をとり、
また起債も起こしてございまして、それにつきましても後々、国税参入
される国庫がつきますから、後々交付税参入される、そういう事業を中
心に展開してございまして、ですから町税につきましては、先ほど言っ
たように交付税参入、あとは県費・国費を利用して町の運営をしていく
と。それで定住に力を入れまして、少し時間はかかるかと思いますが、
それで定住促進して町税を上げていくと。そういうことで予算を編成して
おります。

委員長 よろしいですか。

大館委員 わかりました。説明はわかりましたけども、じゃあ例えばね、今
言ったように交付税参入されるからいいということじゃなくて、やっぱり
もう少し前向きな何か財源を生み出すものを積極的に取り入れる努力は
しないとイケないと思うんですよ。何回もしつこく言うようではあり
ますが、交付税もしかり、どんどん切られていく、今、地方創生関係
の資金をどんどん出してるわけじゃないです

か。その結果として、結果があらわされない自治体には、切りますよってはつきり言ってるんで、そういうこともきちっと。今、吉田課長が言ったように、交付税参入されるからいいっていう話じゃないと思うんで。その辺の注意喚起を促す意味で質問させてもらったんで、ぜひ皆さんで努力してください。以上。

委 員 長 ほかに。なければ、歳入のほうはこころ辺で締めさせていただきます。

大 館 委 員 自分はいいかい。

委 員 長 いいです。皆さん聞いてくださった。

暫時休憩して、これから款に入りますから質問の箇所の部門の人だけ残っていただいて、ほかの人は退席を。そのときになったら呼びますので退席していただきます。また、課長は残ってください。それでは、暫時休憩します。

(「再開は何時ですか」の声あり) 再開は10時。 (9時43分)